

【福島県原子力損害対策協議会】 原子力損害賠償の完全実施に関する 緊急要望・要求活動 結果概要

□日 時 令和2年12月1日（火）10：45～14：10

□要望(要求)者 会長代理：福島県副知事 鈴木正晃
副会長：JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会 会長 菅野孝志
副会長：福島県商工会連合会 会長 轡田倉治
副会長代理：福島県市長会 常務理事 小松信之
副会長：福島県町村会 会長 佐藤淳一（磐梯町長）

□要望(要求)先 東京電力ホールディングス株式会社
(対応者 代表執行役社長 小早川智明ほか)
経済産業省 (対応者 副大臣 江島潔)
文部科学省 (対応者 副大臣 高橋ひなこ)
復興庁 (対応者 副大臣 横山信一)

※上記のほか、原子力損害賠償紛争審査会に対しても要望書を別途提出

□要望(要求)項目

- 1 営業損害に係る賠償
- 2 被害者や地域の実情を踏まえた賠償
- 3 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償
- 4 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介
- 5 自主的避難等に係る賠償
- 6 地方公共団体に係る賠償
- 7 消滅時効への対応
- 8 賠償金の税制上の取扱い（国のみ）
- 9 生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施（国のみ）

□内 容

鈴木県原子力損害対策協議会会長代理から、東京電力、国に要望(要求)書を手交し、緊急要望(要求)を行った。対応者等の発言内容は以下のとおり。

1 東京電力（対応者：代表執行役社長 小早川智明ほか）

10：45～11：40 東京電力本館 1階 会見場

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 東京電力においては、被害者が一日も早く生活や事業を再建することができるよう、また、被害者が消滅時効によって請求の機会を失うことのないよう、指針に明記されていない損害への対応を含め、被害者それぞれの立場に立った的確、迅速な賠償を最後の一人まで貫徹し、原子力災害の原因者としての責任を全うすべきである。

よって、福島県民の総意として、原子力損害賠償の完全実施を強く要求する。これは、福島県原子力損害対策協議会全員の総意である。



【東京電力 小早川社長】

- 福島第一原子力発電所事故から9年8か月が経過した。今なお、福島県の皆様、関係自治体、関係団体の皆様には大変な御負担と御心配をおかけしていることを改めてお詫び申し上げます。
- ただいま鈴木副知事より原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要求書を頂戴した。本日は、福島県原子力損害対策協議会の皆様からの御意見をしっかりと伺いさせていただきます。
- 弊社経営の最大の使命は福島の実態を全うすることにある。3つの誓いに掲げる、最後のお一人まで賠償を貫徹する、迅速かつきめ細かな賠償を徹底する、和解仲介案を尊重するに基づき、これからも全社あげてしっかりと取り組んでいく所存である。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

＜営業損害に係る賠償＞

- 要求書2頁の1（1）ア。避難指示区域内や出荷制限等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについて、農林業者等へ丁寧な周知・説明を行い、被害の実態に見合った賠償を確実にを行うこと。また、風評被害はもとより、地域に特別な状況や被害者に個別具体的な事情がある場合には、被害者の立場に立って柔軟に対応すること。
- 要求書2頁の1（1）イ。避難指示区域外における農林業の風評賠償について、農林業者や関係団体からの意見・要望に柔軟に対応し、被害者の負担軽減を進めながら、被害者の立場に立った賠償を行うこと。
- 要求書2頁の1（2）イ。商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについても、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、表面的・形式的に判断することな

く、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を確実にかつ迅速に行うこと。

＜被害者の視点に立った親身・迅速な賠償＞

- 要求書5頁の3(2)。指針は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、賠償請求へ迅速に対応するなど、被害者優先の親身な賠償を行うこと。
- 要求書5頁の3(4)。賠償請求手続については、被害者の負担軽減を進めるとともに、全ての被害者が確実に賠償請求をすることができるよう、必要な相談体制をしっかりと確保し、賠償請求未了者への手続の一層の周知や、個別訪問等による手続の支援、相談窓口等での誠意ある丁寧な対応を徹底して行うこと。

＜消滅時効への対応＞

- 要求書7頁の7。全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、賠償請求未了者の掘り起こしや周知活動を徹底することはもとより、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、将来にわたり消滅時効を援用しないことを総合特別事業計画に明記するなどの方法により具体的かつ明確に示し、損害がある限り最後まで賠償を行うこと。
- 以上、事故から10年を経過しようとしている現在も、被害が依然として残る本県の現状を重く受け止めていただき、損害がある限り最後まで責任をもって、賠償を貫徹するよう強く要求する。

【東京電力 小早川社長】

- 避難指示区域内に関する農林業の一括賠償後の取扱いについては、被害の実態に即した賠償とさせていただくべく、農林業関係者の皆様の御意見、御要望を丁寧にお伺いさせていただきながら、検討、協議を行った上で、2020年1月以降に発生した営業損害も含めた賠償の方式について、個々の生産者へのダイレクトメール等にて御案内させていただいている。
今後、御請求をいただいた際には、個々の生産者の状況を踏まえ、丁寧に対応してまいります。
- 次に、避難指示区域外における農林業の風評賠償については、農林業関係者の皆様に御了承をいただき、2019年1月以降の損害から、新たな算定方式を適用させていただいている。
- 御請求手続きにおいては、弊社にて損害額を算定することにより、御請求者のお手間を省くなど御負担の軽減に努めており、引き続き、損害を受けられた方々に寄り添ったきめ細かな対応を徹底してまいります。
- 商工業に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについては、損害が一括賠償額を超過したとのお申し出をいただいた場合には、表面的・形式的に判断することなく、御請求者ごとの事業の特殊性など、個別の御事情を丁寧にお伺いさせていただいた上で対応させていただく。
- また、弊社事故との相当因果関係などを確認するため、新たな証明書類等の提出をお願いさせていただく場合には、これまでに御提出いただいた書類を最大限活用

するなど、出来る限り御請求者の御負担軽減につながるよう努めてまいります。

- 弊社は、原子力損害賠償制度の下、被害を受けられた方々への迅速かつ公正な賠償金のお支払いに取り組んでいるところであり、中間指針に記載がないことをもって、一律に賠償をお断りすることなく、被害を受けられた方々の個別の御事情を丁寧にお伺いするよう、引き続き、弊社社員への教育の徹底と、きめ細やかな賠償に取り組んでまいります。
- 御請求のお手続きについては、これまでも御請求者の御意向等を踏まえ、請求書類の簡素化などに取り組んでいるが、引き続き、御請求者の御負担軽減に繋がるよう努めてまいります。
- いまだ御請求をいただけていない方々への対応については、最後のお一人まで賠償を貫徹すべく、引き続き、お電話や個別訪問等による御請求の御案内を実施してまいります。
- また、この度、福島県において、御請求手続きに関するチラシを御配布いただき、感謝申し上げます。弊社としては、引き続き、関係機関とも連携させていただきながら、請求未了者の解消に努めてまいります。
- 弊社は、消滅時効に関する考え方について、2013年2月および2019年10月にプレス発表しており、その中で、時効の完成をもって一律に損害賠償をお断りすることは考えておらず、時効完成後も、御請求者の個別の御事情等を踏まえ、消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただくことを表明している。
- また、消滅時効に関する弊社の考え方について次期総合特別事業計画へ明記すべく、準備を進めているところである。
- 弊社としては、弊社事故による損害賠償の御請求について、被害を受けられた方々が時効によって適切な賠償を受けられなくなることはないよう、時効完成後も3つの誓いに掲げる最後の一人まで賠償貫徹に基づき、消滅時効に柔軟に対応させていただく。

【菅野JA協議会会長】

- 原発事故からまもなく10年を迎えようとしている。一部の地域ではいまだに避難指示が解除されることなく、営農再開どころかその地域に入ることができないという状況をきちんと受け止めていただきたい。福島県の農畜産物の市場価格について、品目によっては回復の兆しもみられるが、いまだに生産者の所得が思うように確保されていない状況にある。また、福島の気候風土で生産した安全でおいしい農畜産物を届けるという思いで取り組んでいるが、いまだに風評被害等含めて品目によっては大きな損害を被っている。これらの対応に万全を期してお願いしたい。
そのような中、東京電力や協力機関の皆様方において、福島県の農畜産物に関して消費拡大に向けて御対応いただいていることに感謝申し上げます。さらにこれらに対する取組を強化いただきたい。
- 避難指示区域内の農業者に係る一括賠償後の取扱いについて、団体として本年3月に合意をさせていただいた。このほど営農等計画の受付会を開催したが、いわゆる余儀なき事情によりまだまだ営農再開が出来ていない状況にある。これらについては、判断が求められるところであるが、地域の動き、用水路・排水路の問題、そ

ここに農家の方が相応に戻らないと営農再開が厳しいという実態をつぶさに検証いただき、地域単位での賠償等について柔軟に対応いただくよう御配慮を賜りたい。

【轡田商工会連合会長】

- 平成29年度以降も原発事故との相当因果関係が認められる損害が継続する場合は、適切に賠償するとしている。しかし、一括損害賠償後の請求に対する支払は、10月末現在で、申請件数約1,000件に対して、認められたものが29件、断られたものが約850件となっている。これが現実である。一括賠償後の損害賠償を迅速かつ適切に実施するよう強く要望する。
- 同様の被害を受けている事業者に対する賠償の対応に相違が生じることのないよう、相当因果関係の種類、判断根拠、東京電力の運用基準や個別事業に対応した事例を公表・周知するとともに、個別訪問などにより、被害事業者に分かりやすく丁寧に説明すること。
- 風評被害の影響が大きい食品や旅館、ホテル等の商工業者において、一時的に売上が増加しその後風評により震災前より売上が減少に転じ営業損害が発生している場合には、農林業と同様に一定期間を平均した損益で算定するよう適切に賠償を行うこと。
- 相当因果関係の確認に当たっては、一括賠償請求時の提出書類を最大限活用する等手続きの簡素化に取り組むとともに、記載例の作成、様式を記載しやすくすることにより、被害事業者の負担を軽減すること。
- 10年経過による損害賠償請求の時効を控え、手続きの事務的・精神的負担の大きさから請求に踏み切れない被害事業者に対し、損害賠償制度の更なる周知をきめ細かに説明をいただきたい。また、将来にわたり消滅時効を援用しないことを示していただきたい。
- 商工事業者と農林業者の賠償基準に差が出ることは合理性がないことから、早期に業種別の営業損害賠償の基準を見直し、商工業者も農業者と同様の基準とすること。
以上について、要求させていただく。

【東京電力 小早川社長】

- 菅野会長からいただいた御要望について御回答申し上げます。震災からまもなく10年であるが、いまだに営農再開されていない農家の方々もいらっしゃることで、様々な品目について風評を受けられていること、本当に心からお詫び申し上げます。その上で、先ほど御紹介あったように、私どもとしては、福島で安全でおいしい産品をできるだけ首都圏の皆様にお届けし、流通を促進していくことが非常に重要な取組だと考えている。これまでも社長就任以来続けているが、ますますしっかりと取り組んでいく。
- 一括賠償後の取扱いの余儀なき事業については、これまで、出来る限り具体例をお示しできるよう努めてきたが、地域や生産者ごとに異なり、様々な御事情を詳しくお伺いさせていただいてからでないとなかなか判断が難しい場合がある。こうした御事情の確認については、これまでもJAに多大な御協力をいただいております、改

めて御礼申し上げます。弊社としては、それぞれの御事情に関する弊社の考え方を出来るだけ早くお示しできるよう努めてまいります。いずれにしても、風評被害による損害を含めて事故と相当因果関係のある損害が継続する限り、賠償をさせていただく方針に変わりはなく引き続き丁寧に対応してまいります。

- 次に、轡田会長からいただいた御要望について御回答申し上げます。一括賠償後の追加賠償について、事例公表については、商工業は業種、業態が多岐にわたり、同一業種であっても規模や事業内容、地域などにより損害が発生している状況が異なることから一律に類型等を示すことは難しいと考えている。御請求者ごとの個別訪問などにより御事情などをきめ細かくお伺いさせていただき所存である。弊社としては、これまでも繰り返し御要請をいただいていることと認識しており、これまでも商工会への御訪問をさせていただき、御意見をお伺いして対応を進めさせていただいている。その中で、被害者に寄り添った丁寧な説明をするようにと御意見を頂戴している。このような商工会の様々な御意見を頂戴しながら御請求に対する弊社の確認結果をしっかりとお伝えするため、本年5月から原則文書で回答するように業務の運用を見直しさせていただいている。
- 一時的に売上が増加し、風評により売上が減少に転じ、営業損害が発生している事業者への対応については、形式的に判断することなく、個別の事情をきめ細かく丁寧にお伺いさせていただく。これまでもそのようにしてきているが、お気づきの点がありましたら、弊社職員に御要請をいただければしっかり改善してまいります。
- 請求手続については、弊社社員が個別訪問などにより、賠償内容や記載方法を丁寧に御説明させていただき、これまで御提出いただいた書類を最大限活用しながら、引き続き御請求者の御負担軽減に繋がるように努めてまいります。
- 損害賠償制度の更なる周知をきめ細かく行うことについては、商工会とも連携させていただきながら、引き続き、お電話や個別説明会、個別訪問などにより御請求の御案内や御請求書類作成の御支援に取り組んでまいりたい。
- 損害賠償の考え方については、弊社としては、商工業者も、農林業者と同様に弊社事故と相当因果関係の損害がある限り、賠償をさせていただくという考え方に変わりはなく、引き続き、御事情を丁寧にお伺いしてまいります。被害に遭われた方々に丁寧に対応していくことをしっかりと私の責任で徹底してまいるとともに、今後も様々な御意見を踏まえ、正すところはしっかり改善し、寄り添った対応に努めてまいりたい。

【小松常務理事（市長会）】

- 県内地方公共団体が住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用等は、その実施体制に要する費用を含め、事故との因果関係が明らかであることから、賠償請求手続を簡素化するとともに、確実かつ迅速に賠償を行うこと。
具体例としては、原発事故の影響による風評払拭には、地産地消が有効である。先ほど福島県のおいしい産品に協力し、消費者に提供していきたいとお話があったが、自治体が風評払拭のために行っている様々な取組、例えば、直売センター等での地産地消のイベントなどは賠償の対象となると考えている。

また、原発事故の影響のため、イノシシなどの有害鳥獣が相当増えている。こういったイノシシを狩猟するための狩猟者の増員、狩猟したイノシシの処分に係る経費等についても賠償の対象となると思っている。

- 自治体の事業費等について、特に人件費等である。先日県が訴訟提起した。市においてもADRの申し立て、または申し立てに動いているところである。本来、住民福祉の向上に充てられるべき財源が原発事故由来の行政経費に使われている。これらの経費は税金で補填されている。原子力事故で生じた減少分についても賠償に含め、しっかりと向き合っていただきたい。訴訟やADRによることなく、東京電力として積極的に対応していただきたい。
- 地方公共団体が民間事業者と同等の立場で行う事業については、しっかりと被害の実態に見合った賠償をしていただきたい。
- 地方公共団体の財物の賠償については、県や市町村等の意向を十分に踏まえ、迅速に賠償を行うとともに、個別具体的な事情による損害についても柔軟な対応をお願いしたい。立木の賠償について、最近、東京電力から自治体の所有する山林、また自治体が分収林契約をしている山林に係る賠償基準の案が示されている。これまでの民有林と同様の賠償基準の考え方に沿った形で賠償を考えていただきたい。
- ADRへの対応を迅速化するとともに、ADRで既に判断が出たものについては水平展開に移行していただきたい。

【佐藤磐梯町長（町村会）】

- 地方公共団体の賠償などについて4点申し上げる。
- まず1点目は、原発事故対応に係る行政経費への賠償について。これまで町村は、住民の安全・安心を守るため、町村によっては専門部署を設けながら、様々な放射性物質検査や除染作業などを実施してきたところであり、また、低迷する地域活力を取り戻すために風評対策事業なども積極的に実施してきた。これらの検査や風評対策などは、原発事故がなければ、全く必要のなかった事業であるということに誰も疑問はないと思う。しかし、実際に専門部署の人件費や風評対策に要した経費などを請求しても、満足のいく支払いがされていないのが現状である。請求に対して25%程度しか支払われていないという状況である。このことに多くの町村長が強い憤りと不満を感じている。ついては、要求書にあるとおり、市町村が住民の安全・安心を守るために実施した様々な事業については、政府指示の有無にかかわらず、事故との因果関係は明らかであるので、請求手続きの簡素化を図り、確実に賠償いただくよう強く要求する。
- 2点目は、税収の減収に対する賠償である。要求書にあるとおり目的税はもとより、固定資産税を含めた普通税の減少分についても、確実に賠償されるよう要求する。特に固定資産税については、一方的に拒否するのではなく、市町村としっかりと協議いただき、我々の想いにしっかりと答えていただきたい。
- 3点目は、地方公共団体の財物賠償である。被災地の復興をさらに加速化するためにも、被災自治体の意向を十分踏まえていただくとともに、個別具体的な事情にも柔軟に対応いただきながら、迅速に賠償いただくよう強く要求する。
- 4点目は、消滅時効についてである。従前より、「時効が完成しても、直ちに時

効を援用することは考えていない」と表明されているが、さらに明確に示していただくためにも、総合特別事業計画に明記するなど具体的に示していただくよう要求する。

- なお、最後になるが、事故発生から9年8ヶ月が過ぎ、時間の経過とともに事故の風化が懸念される一方で、依然として本県への風評は根強く、まだまだ本県は厳しい状況にある。東京電力には、事故原因者として、総力を挙げ、福島への責任を果たしていただくよう強く要求する。

【東京電力 小早川社長】

- 事故からまもなく10年経つが、原発事故で御迷惑をお掛けしたことを改めてお詫び申し上げる。これまでの間、廃炉と復興に関わり様々な御支援をいただいたことについて感謝申し上げます。
- 自治体を実施された風評被害対策などの事業に要する費用等については、人件費を含めた追加的支出について、政府指示の有無に関わらず、実施された経費の個別の御事情等を丁寧にお伺いし、本県事故との相当因果関係を確認させていただいている。それぞれの個別の事情をしっかりと伺いした上で判断させていただくとともに、コミュニケーションを取りながら進めさせていきたい。
- 請求手続の簡素化については、追加的支出が明らかな費用について一覧表等を活用した証憑の緩和を既に実施しており、引き続き負担軽減に努めてまいりたい。
- 税込減に係る賠償について、原子力損害賠償紛争審査会の考えを踏まえると、目的税のように税込と実施事業との連動性が高く、交付税による財源措置がない税込を除いては、原則賠償は難しいと考えているが、引き続き、弊社の考え方を丁寧に御説明させていただくとともに、関係する自治体の御事情を丁寧にお伺いしてまいりたい。一方、弊社事故による税込が確認できる入湯税や主要税といった目的税については、普通交付税による補填がなく事故後も実施が必要な事業であるために、追加的御負担が生じている御事情を丁寧に確認させていただいている。現在、2013年度以降の賠償については、関係する自治体に御事情をお伺いしながら、お支払いに向けた手続を進めている。
- 財物賠償については、原子力損害賠償紛争審査会の見解を踏まえ対応させていただいている。引き続き、各自治体の御事情を丁寧にお伺いしながら進めさせていただく。
なお、インフラ資産については、画一的に賠償対象外とするのではなく、個別に機能や設置の目的を確認させていただき、利用阻害の有無を丁寧に確認するように努めてまいる。
- ADR 対応への迅速化については、3つの誓いに掲げているとおり、和解仲介案の尊重といった約束に沿って、和解の早期成立に向け誠実に対応していく考え方に変わりはない。ADR の手続が簡易な手続により早期解決を目指す場であるということは十分認識しており、引き続き ADR センターの進行に乗っ取り、早期和解成立に向けて対応させていただく。
- 消滅時効の弊社の考え方については、先ほど申し上げたとおり、次期総合特別事業計画に明記すべく、準備を進めさせていただく。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

○ 私から2点確認したい。

○ 1点目は、営業損害に係る賠償についてである。

区域内の農林業の追加賠償はこれから実際の請求・支払いの段階になる。個々の生産者の事情も丁寧に確認し、これは先ほどお話しがあったとおり地域の事情や個別の事情等を十分に確認しながら柔軟に対応していただきたい。

また、商工業等の追加賠償については、轡田会長からお話しがあったとおり、依然として支払実績が伸びていない。いろいろと御検討されてはいると思うが、結果として申請件数約1,000件に対し認定された件数は29件となっている。よく現場に入り込んで地域の状況や個々の事情等をしっかりとくみ取り、的確に対応すべきである。改めて考えを伺う。

○ 2点目は、事故から10年目の節目を迎えるに当たり、消滅時効について改めて確認しておく。消滅時効を事実上援用しない考えであることは昨年この場で確認しているが、県民の間では依然として不安の声があり、改めて、援用する考えがないことを分かりやすく表明願う。その上で、次期総合特別事業計画に確実に記載し、被害者との約束としてしっかりと対応いただきたい。また、計画策定の時期も併せて教えていただきたい。

【東京電力 小早川社長】

○ 農林業者に対する一括賠償後の追加賠償について、御請求をいただいた際には、生産者の御事情を丁寧に伺ってまいらる。

○ また、商工業者に対する一括賠償後の追加賠償については、これまで商工業者への訪問により御意見をお伺いし、対応を進めてきたが、本日いただいた御意見を踏まえ、御事情をより丁寧に伺うことに加え、本年5月から請求者に対する弊社の確認結果を正確にしっかりとお伝えするため、文書で回答するように業務の見直しを行っている。さらなる改善として、本年10月から御相談をお受けする組織と御請求内容を確認する組織を一体化するとともに、請求内容を確認する機能及び要員の一部を順次福島県内にシフトしているところである。このような取組により、引き続き損害を受けられた方々に丁寧に対応できる体制を充実かつ改善していくとともに、今後も様々な御意見を踏まえ、寄り添った対応に努めてまいらる。

○ 消滅時効に関する弊社の考え方については、民法上、時効の利益はあらかじめ放棄することができないと規定されていることも考慮しつつ、弊社として最大限可能な対策として、時効の完成後も、御請求者の御事情を踏まえ、消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただくと御回答させていただいているが、実質的には時効を援用し御請求をお断りすることはないということである。

○ 次期総合特別事業計画への記載について、本日皆様方からいただいた様々な御心配の声や御要望を踏まえ、今申し上げた趣旨で記載すべく準備を進めているが、次期総合特別計画の公表時期については、今のところ未定であるが、出来るだけ早く出したいと考えており、今しばらくお待ちいただきたい。いずれにしても、弊社としては3つの誓いに基づき、弊社事故と相当因果関係のある損害が継続する限り賠償をさせていただくという考え方に一切の変わりはなく、引き続き被害を受けられ

た方々に丁寧に寄り添った親身・親切な賠償に取り組んでまいる所存である。

【轡田商工会連合会長】

- 正直申し上げると、ここではいつも良い回答をいただける。ところが、現場に行くところではない。ここで回答したものは現場に即伝わるようにしていただかないといつもこういう問題が発生してくる。その点をきっちりと今日ここで今社長からお話があったことはすぐ現場におりていくということにさせていただきたい。

【東京電力 小早川社長】

- 昨年からも改善をしているがまだ至らない点があると思うので、今日いただいたお話や今日お伝えした内容については、しっかりと現場で徹底するようにしていく。現場の責任者の大倉からも一言発言させていただく。

【東京電力 復興本社 大倉代表】

- なかなか思うようにお求めいただいたとおりに事が運ばない点について申し訳なく思う。また、いつも御指摘いただき感謝申し上げます。御紹介申し上げますが、賠償、実務の責任者で福島原子力補償相談室長の弓岡である。現場の皆様のところへお伺いする者たちの責任者の坂井（福島補償相談室補償相談ユニット長）である。今いただいた声をしっかりと受け止めるため、二人を用意している。弓岡、坂井ともども私が受け賜った。しっかりと改善に努めてまいる。

【副知事】

- 最後に私から申し上げます。
- 原発事故から10年が経過しようとしている中で、原子力災害は今もなお、福島県に多大な影響を及ぼしている。
- 今ほど、小早川社長から時効を援用して請求を断ることはしないと約束いただいたとおりに、時効完成後も、損害がある限り賠償を継続するという基本的な考え方の下、被害の実態に見合った賠償を確実にかつ迅速に行っていただきたい。
- また、東京電力には、今後とも必要な相談体制をしっかりと確保し、請求未了者への周知を強化するなど、原子力災害の原因者としての責任を最後まで果たしていただきたい。
- 本県の実情や、各代表者からの意見を真摯に受け止め、被害者それぞれの立場に立って、誠意を持って対応していただきたい。
- 以上で、本日の要求活動を終了する。

2 経済産業省（対応者：副大臣 江島潔）

13:00～13:15 経済産業省 本館11階 江島副大臣室

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

＜営業損害に係る賠償＞

- 要望書2頁の1（1）ア。避難指示区域内等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについて、とりまとめにご尽力いただいた。合意を得て進んでいるが、引き続き、支払手続が円滑に進むよう、農林業者等へ丁寧に周知・説明を行うとともに、個別具体的な事情にも十分配慮し、柔軟に対応するように東京電力を指導願う。
- 要望書2頁の1（2）イ。商工業等の一括賠償後の取扱いについて、請求約1,000件に対して支払合意29件と依然として支払実績が伸びていない。引き続き、個別の事情をしっかりと把握した上で、被害の実態に見合った賠償が確実になされるよう、指導願う。

＜消滅時効への対応＞

- 要望書7頁の7。消滅時効については、東京電力に対し、賠償請求未了者の掘り起こしや周知活動の徹底はもとより、将来にわたり時効を援用しない旨を特別事業計画に明記するなどにより明確に示し、損害がある限り最後まで賠償を行うよう、引き続き強く指導願う。
- 事故から10年が経過しようとしている現在も、福島県内ではいまだに被害が残る状況にある。東京電力に対し、最後まで損害がある限り賠償を行う、そして、必要な相談体制を今後も確保するよう指導願う。

【江島経済産業副大臣】

- 原子力損害賠償については、損害に見合った必要十分な賠償の円滑な実施に向けて、必要な対応を継続するという政府方針は変わっていない。農林業の賠償について、今年の5月に農林関係者と東京電力との間で、令和2年以降の賠償の枠組みが合意されたと伺っている。賠償に係る情報は引き続き丁寧に周知・説明させていただき、また、個別事情が様々にあると思うので、しっかりと個別に寄り添った対応を行うことを東京電力に引き続き求めていきたい。
- 商工業等の賠償について、なかなか進み方が悪いということで、昨年12月に梶山経済産業大臣から東京電力の小早川社長に指導させていただいた。その後、東京電力は個別事情を丁寧に伺いする取組をさらに強化したところ。まだ十分な実績が伸びていないという御指摘であるので、被害の実態に見合った賠償が速やかに進むように、改めて東京電力に申し入れしたい。



- 消滅時効については御心配かと思うが、東京電力は、原子力損害賠償紛争審査会において時効を理由に賠償請求をお断りすることは考えていないと繰り返し表明している。従って、消滅時効を理由にうやむやになるということはないと認識している。消滅時効の取扱いに関する表明の積極的な広報、あるいは未請求者への周知活動を進めることに関して、引き続き東京電力に求めていきたい。
- この他たくさんのご要望をいただいているが、しっかりと受け止めさせていただいて、福島復興のために及ばずながら全力で取り組んでいきたい。

【菅野 J A 協議会会長】

- 農林水産関係については、依然として風評被害の問題があり、農家の方の収入が確保出来ていないことから、これらの対応等について引き続き万全なご指導をいただきたい。
- 先ほど副大臣からもお話があったように、一括賠償後の取扱いの枠組みが整理され、検討段階に入ったものの、余儀なき事情により営農再開ができていない農家の方がある。現地と東京電力の捉え方等にまだまだギャップがある。一括賠償後の対応についても適切に進められるようご指導いただきたい。

【江島経済産業副大臣】

- 被害を受けられた方に寄り添うということは大原則だと思っている。ご指摘の点しっかりと受け止めさせていただきたい。

【轡田商工会連合会会長】

- 先ほど副知事からもお話があったとおり、一括賠償後の追加賠償の請求に対する支払について、10月末現在で、約1,000件の請求に対して、認めてもらったのが29件、断られたのが約850件。判断根拠が非常に曖昧であるため、運用基準を示した上で事業主へ周知していただきたい。また、個別訪問で被害状況を確認するなど丁寧に説明いただきたい。
- 商工業者と農林業者とで賠償基準に差がある。どのように考えても合理性がないため、早期に業種別の営業損害賠償の基準を見直していただき、商工業者も農林業者と同様の基準にするようお願いしたい。

【江島経済産業副大臣】

- 伸びていないことは遺憾である。基準が曖昧だということに問題があり、一番気になるのは、断られた方が納得をしていない点。基準は東京電力なりに作っていると思うが、どうしてだめなのか、納得していただけるような説明をしっかりとするように指導していきたい。

【小松常務理事（市長会）】

- 風評被害を払拭するには地産地消が何よりも重要であるため、福島の農林水産物が安全だというアピールのための支援を求めてきたところであるが、経済産業省からご支援をいただき、先にオープンした相馬市の浜の駅は大盛況であり、宮城県、

山形県からも買いに来ていただいている。このような対策に今後とも更なる支援をお願いしたい。

- 福島 の差別や偏見がなくなるまで国をあげて継続的に取り組んでいただきたい。

【佐藤磐梯町長（町村会）】

- 商工業者への賠償に関しては、先ほど鈴木副知事、轡田会長より申し上げたとおりである。経済産業省としても東京電力に対し、我々の意向をしっかりと反映いただけるよう、引き続き強く御指導いただきたい。

【江島経済産業副大臣】

- いずれも福島の方々の切なるご要望だと思う。例えば、放射能教育についても風評被害というのは十分に科学的な知見等が知れ渡っていないことからこそ起きてしまうものである。少しでも減らしていくためにも放射能教育にしっかりと取り組まなければならない。
- 浜の駅の盛況は非常にうれしく思う。関東等から足を運んでいただくということが風評被害を払拭する最も良い有効な手段である。福島の商品を広く内外に発信をしていく事業は積極的に取り組ませていただく。風評被害も含めて福島 の復興は、引き続き安倍内閣から引き継いだ菅内閣としても、一丁目一番地であることから、現地の責任を担当させていただいている私としても全力をかけて取り組ませていただきたい。

3 文部科学省（対応者：副大臣 高橋ひなこ）

13：30～13： 合同庁舎7号館 11階 高橋副大臣室

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

<被害者や地域の実情を踏まえた賠償>

- 要望書4頁の2(5)。原発事故に係る集団訴訟で、今年に入り3件の高裁判決が出ている。中間指針について、原子力損害賠償紛争審査会においては、現地調査や関係市町村等からの意見聴取に加え、訴訟の判決内容の精査等により、本県の現状をしっかりと把握した上で、適時適切な見直しを行っていただきたい。



<消滅時効への対応>

- 要望書7頁の7。消滅時効については9月の原子力損害賠償紛争審査会でも改めて一律に援用する考えがないことを東京電力に確認いただいているが、被害者の不安を払拭するためにも、将来にわたり時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償が行われるよう、今後も引き続きお力添え願う。
- また、貴省としても、ADR手続等の一層の周知を行っていただくとともに、関係省庁と連携しながら、法制度の更なる見直しも含め、必要な措置を講じていただきたい。
- 併せて、本日は原子力損害賠償紛争審査会の鎌田会長宛の要望書もお持ちしたので、今申し上げた点について、原子力損害賠償紛争審査会にもお伝えいただき、しっかりと対応願う。

【高橋副大臣】

- 私も岩手県出身なので震災の大変さは身に染みている。また、福島県選出の国会議員の方からいろいろとお話を伺っている。皆様に寄り添いながら迅速な賠償が進むようにしっかりと取り組んでまいる。
- 一つ目の中間指針の見直しについては、定期的に原子力損害賠償紛争審査会を開催するとともに、毎年現地視察を実施し、被災地の状況を確認しながら、地元の方々と意見交換をさせていただいている。御指摘のとおり今年入り3件の高裁判決が出ているので注視する必要がある。その上で、原子力損害賠償紛争審査会が必要と認める場合には、適時適切な指針の見直しについて、検討されるものと考えている。

引き続き地元の皆様の御意見をきちんとくみ取って適切なフォローアップに努めてまいります。

- 消滅時効については、大変大事な問題であると認識している。いまだに賠償を受けていない被災者の方々には、出来るだけ速やかに賠償の請求を行っていただくことが大変重要だと思っている。このことから、関係機関と連携してADR手続き等を含めた広報の取組を精力的に行っているところ。
- 加えて今週の全国紙や地方紙の政府広報枠への記事を掲載する。また、年末年始には、地元広報誌に新たなリーフレットの折り込みを行う予定となっている。なお、東京電力は、時効を理由に請求をお断りしないよう十分に配慮するとしている。原子力損害賠償紛争審査会で、御指摘のとおり、実質的に時効を援用し、請求をお断りすることはない旨確認している。文部科学省としても積極的な広報や東京電力へ適切な対応を促すなどの取組を通じて早期の賠償完了に繋げていきたい。
- 原子力損害賠償紛争審査会の鎌田会長に要望書を確実にお渡しさせていただく。

【菅野 J A 協議会会長】

- 震災からまもなく10年を迎える。いまだに福島県の農産物もいろんな意味で被害を受けており、いわゆる科学性の問題等が依然として残っている。国、県、各市町村の尽力もあり、一定のところまで風評の被害もなくなった品目も出てきた。改めて感謝を申し上げたい。そのような中、特に学校給食の問題等があり、風評被害を軽減するための有効な手法だと思っている。これらについても御支援をいただきたい。
- 一括賠償後の対応については一定の約束のもと、農家の方々から受付けをさせていただいているが、いわゆる余儀なき事情による営農再開がまだ十分にすり合わせができていないところがある。現地の実態に即して、農家の立場に立っていただき、これらの対応について御指導いただきたい。

【永井開発企画課長】

- 賠償に当たっては、東京電力が柔軟かつ合理的に対応していくことが重要であり、中間指針もそのような考え方に基づいている。東京電力に対して、被害者の方々の目線に立って対応するよう、引き続きしっかりと要請していく。

【轡田商工会連合会会長】

- 一括賠償後の追加賠償の支払について、10月末現在で、約1,000件の申請に対して、29件が認められ、約850件が断られた。東京電力が言われていることと現実が違う。我々の要望は判断基準を明確にさせていただきたいという点。判断基準を明確にさせていただければ、我々で指導して請求を出さないということもできるが、それが無い限り、事業主から言われれば手配するしかない。そういう意味で

も東京電力には以前から言っている。

- 商工業者と農林業者とで賠償基準に差がある。それらの合理性がどういうことなのか、早期に基準を見直していただきたい。

【永井開発企画課長】

- 本年6月にADRで和解となった事例を検索しやすいようにまとめた事例集を公表した。自治体にもお配りしているが、参考にしていただける部分もあるかと思うので御活用いただきたい。
- 東京電力が中間指針を上限であるかのように運用しているのではないかという御懸念は、地元に向った際にも直接聞いている。東京電力には地元からそうした声があることを伝えており、今年9月の原子力損害賠償紛争審査会の場で、東京電力から改善策を報告していただいた。東京電力からは、本社の考え方がしっかりと浸透しておらず、ミスコミュニケーションがあったことは申し訳ない、改善策として教育を徹底していくとの説明を頂いた。また、決して中間指針が上限というわけではないと認識している旨はつきり言っていただいた。東京電力には改善に向けて努力いただいているとは思いますが、それが本当に現場でできているか引き続きしっかりとフォローさせていただく。

【小松常務理事（市長会）】

- 子どもたちに対する教員の加配についてである。原発事故による人口の移動、特に子どもたちの移動により、本県の教育の現場が荒廃している。そのような課題を抱えている本県において、子どもたちの心のケア、貴省において推進していただいたGIGAスクール構想、また、新型コロナウイルス感染症に対応した教育環境整備の対応が非常に困難となっている。ぜひ教員の加配をお願いしたい。
- 毎回申し上げているが、放射能教育についてである。学校教育のみならず、あらゆる省庁において福島の子どもたちの差別、偏見がなくなるよう継続的に取り組んでいただきたい。

【松下財務課専門官】

- 復興加配については、来年度、福島県教育委員会より458名の要望をいただいている。おそらくそのとおりに予算措置できると考えている。
- GIGAスクール構想と感染症対策のための教育環境整備については、まさに今少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について予算折衝しているところである。どのような形になるかまだ決まっていないが、予算措置に向けて引き続き取り組んでまいりたい。

【滝波教育課程課長】

- 放射能の関係について、御案内のとおり放射線副読本を全国の学校にも配布し活用していただいている。昨年の暮れから今年の始めにかけて、活用状況についても学校現場にもお尋ねしているが、まだ十分に活用できていないところもある。さらに活用が促進されるよう内容を最新の状況にしていったり、最新の状況に直に触れられるようなQRコードをつけたりなど見直しを図っていきたい。
- 福島から避難されているお子さん方が、いじめや差別を受けるケースについても盛り込んでいる。周知をしていく中で、引き続き活用が捗るようにしていきたい。
- 学校教育だけではなくということもお話があったが、復興庁や関係省庁と一緒に今後取組を進めていきたい。

【佐藤磐梯町長（町村会）】

- 去年6月まで民間企業に在籍し、さらに東京電力との賠償責任対応も担当していた。東京電力は、賠償に関して本当に厳しく、思うようにしてくれない状況にある。東京電力は個別対応とは言っているが、多くの中小企業は賠償請求できず、賠償請求をしても基本的には切られてしまう状況が続いている。風評被害はいまだに残っており、一番苦勞しているのは地元の住民、中小企業であるので、これらの対応をしっかりとっていただきたい。
- 東京電力において、中間指針が上限であるかのような取扱いをしている傾向がある。特に地方公共団体への賠償は約25%しか支払われておらず、残りの約75%は支払われていないため、これらについて御対応をお願いしたい。
- GIGAスクール構想のお話もあったが、磐梯町では今年の8月までに、小学1年生から中学3年生までの全員にタブレットが配布されたが、基本的に教職員の教育が遅れている状況であり、これらについても御対応をお願いしたい。

【永井開発企画課長】

- 指針が上限であるかのような運用については様々なところから御指摘を頂いているので、先ほど申し上げたとおりで、本日頂いた御懸念は東京電力にお伝えし、しっかりとみていきたい。

【松下財務課専門官】

- GIGAスクール構想を進める上で、教員の指導力の向上は非常に重要であるので、しっかりと取り組んでまいりたい。

4 復興庁（対応者：副大臣 横山信一）

14:00～14:10 合同庁舎4号館 10階 横山副大臣室

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

○ 要望書7頁の9。福島県が今後も復興の歩みを進めていくためには、迅速な賠償とともに、住宅確保や就労の支援、農林水産業及び商工業等の事業再開や転業等のための支援、教育や医療、福祉サービスの充実など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策の実施が引き続き必要である。今後とも復興の司令塔となる復興庁が中心となり、確実な実施をお願いしたい。



○ 被災地は昨年の東日本台風による被害、今回のコロナウイルス関係など、度重なる困難に見舞われている。復興の歩みを遅らせることのないよう、引き続きお力添えをお願いしたい。

【横山副大臣】

- 生活再建と住民帰還に向けた支援策の実施について御要望を賜った。
- 復興庁としては住民意向調査の結果などを踏まえて、引き続き医療・介護、買い物環境、教育、生業の再生など必要な生活環境整備を整えてまいる。
- まだ避難を続けている方々に対しても、生活の再建や安定に向けた相談対応や交流会などへの支援をしっかりと行ってまいる。

【轡田商工会連合会長】

- 一括賠償請求後の支払について、10月末現在、申請件数が約1,000件に対し、そのうち認められたのは29件。賠償に関する各事項について強く指導していただきたい。
- 相当因果関係の判断基準が曖昧である。東京電力は事業の規模が違うなど理屈をつけているが、実際、我々小さい会社は請求書を作ることが難しく、申請をしても認められるのが少ない状況である。基準が決まっていれば、商工業者を指導する立場として、無理なものは出さないということができる。これらについて指導していただきたい。
- 商工業者と農林業者の賠償基準に差がある。合理性がないということで、基準を見直し、農林業者と同様な基準にしていっていただきたい。

【小松常務理事（市長会）】

- 医療人材の確保について。原発事故由来の被災地の医療体制が相当困難な状況の中で、さらに新型コロナウイルス感染症が医療体制を窮地に追い込んでいる状況。医療人材確保のための特段の支援をお願いしたい。また、これらに伴う公立病院の経営悪化がさらに進んでいることに対する財政支援をお願いしたい。
- 同様に、介護人材の確保が困難になっている。外国人材の受け入れの取組が始まっているが、介護事業者の負担が多額にのぼっている。福島県の特段の事情を考慮していただき、御支援をお願いしたい。

【佐藤磐梯町長（町村会）】

- 賠償・復興政策については、来年度からはじまる第2期の復興再生期間において、さらなる復興・再生が進むよう我々町村も努力してまいりますので、引き続き御支援をお願いしたい。

【横山副大臣】

- 東京電力による商工業の賠償について、約1,000件の請求に対して合意が29件と大変に厳しい状況であると確認させていただいた。個別の事情をよく伺い、丁寧な対応をすることが大事であり、経済産業省に、東京電力に対して適切に指導するよう求めていく。
- 医療人材確保と公立病院の財政支援について、福島県の地域医療再生基金を通して医療機関の運営、医療人材確保に関する財政支援を行っている。引き続き医療の再生支援に取り組んでまいります。さらに様々に御相談いただきながら取り組んでまいります。
- 介護における外国人材の確保について、福島県ならではの様々な事情があると思う。外国人材に限らず、相双地域の介護施設への就職希望者に対する就職準備金の貸与等の支援を行っている。外国人材に関しても厚生労働省と一緒に就労環境の整備に取り組んでいく。

（ 以 上 ）